

ばらのまち福山ガーデンツーリズム
オープンガーデン登録制度実施要綱

(目的)

第1条 本要綱は、ばらのまち福山ガーデンツーリズム協議会（以下「協議会」という。）が推進するオープンガーデン登録制度について定め、市内各地にある個人、地域、企業、公共施設等の花壇又は庭園を一般に公開することで、地域の魅力向上と観光振興を図ることを目的とする。

(登録対象)

第2条 本制度の登録対象は、以下の条件を満たす市内各地にある個人、地域、企業、公共施設等の花壇又は庭園とする。

- (1) 福山市内に所在すること。
- (2) ばらを中心とした花や緑による良好な景観を維持し、来訪者を受け入れる意思あること。

(登録条件)

第3条 登録のためには、以下の条件を満たす必要がある。

- (1) 一定期間又は特定イベント時に一般公開が可能であること。
- (2) 適切な管理が行われており、安全性が確保されていること。
- (3) 来訪者がアクセスしやすいこと。
- (4) 協議会の取組の趣旨に賛同し、観光振興に寄与する意向があること。

(登録手続き)

第4条

- (1) 申請 登録を希望する者は、所定の申請書を記入し、協議会へ提出する。
- (2) 審査 協議会は、提出された申請書の内容を審査し、必要に応じて現地確認を行う。
- (3) 承認 審査の結果、登録が適当と認められた場合、協議会は登録を承認し、登録証を交付する。
- (4) 公表 登録された庭園は、協議会の登録庭園リストに掲載され、広報活動の対象となる。

(登録者の役割)

第5条 登録者は、以下の事項を遵守するものとする。

- (1) 訪問者への簡単な対応や、庭の管理を継続すること。
- (2) 必要に応じて協議会のイベントやプロモーション活動へ協力すること。
- (3) 協議会が支給する登録を証するプレートを、見やすい場所に掲示するよう努めること。

(登録の取消)

第6条 以下の事由に該当する場合、登録を取り消すことがある。

- (1) 適切な管理が行われず、安全性が確保されなくなった場合。
- (2) 申請内容と著しく異なる状況となった場合。
- (3) 登録者からの申請による辞退があった場合。
- (4) その他、協議会会長が登録継続を不相当と認めた場合。

(その他)

第7条

- (1) 協議会は、登録庭園をホームページやリーフレット等で紹介する。
- (2) 必要に応じて、登録者向けの研修会や情報交換会を実施する。
- (3) 本要綱の運用に関して必要な事項は、協議会が別途定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、2025年(令和7年)7月1日から施行する。
(既存オープンガーデンの取扱い)
- 2 本要綱の制定時点で、既に協議会が把握し、活動に参加しているオープンガーデンについては、登録済みのものとみなす。ただし、登録内容の確認のため、改めて情報提供を求める場合がある。
- 3 第57回ばら花壇コンクール(福山明るいまちづくり協議会)のガーデンツーリズム部門に参加するオープンガーデンについては、本要綱第4条(1)で定める申請があったものとする。